

使用開始日
2026年7月18日



みずほ豪ドル債券ファンド 愛称：コアラの森

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「みずほ豪ドル債券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月17日に関東財務局長に提出しており、2026年7月18日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2026年4月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:23兆5,068億円
(2026年4月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
追加型	海 外	債 券

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ^{※2}
その他資産 (投資信託証券 ^{※1})	年12回 (毎月)	オセアニア	ファミリー ファンド	な し

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般・クレジット属性(高格付債)」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、オーストラリアの信用力の高い公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 主として、オーストラリアの信用力の高い公社債(豪ドル建て)に分散投資を行います。

- 主に豪ドル建ての国債、州政府債、事業債などに投資します。

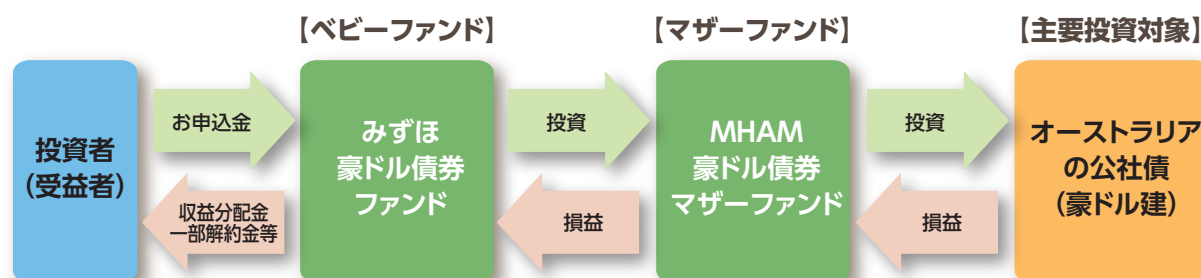
*政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、一発行体当たりの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。

- 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

- 「MHAM豪ドル債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



2 ブルームバークオーストラリア債券(総合)インデックス(為替ノーヘッジ・円換算ベース)をベンチマークとして、中・長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

ブルームバークオーストラリア債券(総合)インデックス[正式名称:Bloomberg AusBond Composite Index]とは、オーストラリアで最も一般的な債券指数の1つで、国債・州政府債・事業債等を含む、固定利付債券を対象とした指数です。なお、当ファンドがベンチマークとする「為替ノーヘッジ・円換算ベース」とは、委託会社がブルームバークオーストラリア債券(総合)インデックスを円ベースに換算したものです。

※ブルームバーク・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーク」と総称します。)は、アセットマネジメントOne(株)の関係会社ではなく、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバークおよびブルームバークオーストラリア債券(総合)インデックスは、ブルームバーク・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークであり、アセットマネジメントOne(株)に対してライセンスされています。ブルームバークは、ブルームバークオーストラリア債券(総合)インデックスに関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

- 取得時においてA-(A3)格相当以上の格付け※¹を得ている公社債を投資対象とするとともに、ファンド全体の加重平均格付け※²をAA-(Aa3)格相当以上とすることを基本とします。

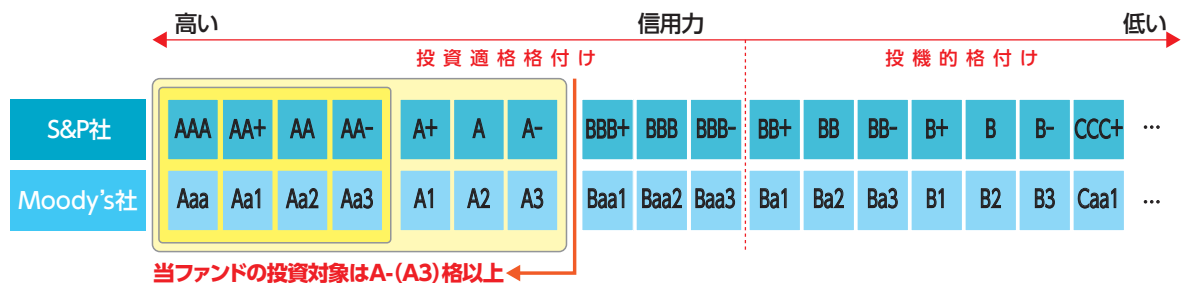
※¹ S&Pグローバル・レーティング(S&P社)もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)による格付けを基準とすることを基本とします。なお、格付けのない場合には、委託会社または後述の運用委託先が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。

※² 「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けをそれぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

*組み入れた公社債が、取得後に格付けの低下によりA-(A3)格相当以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として当該公社債を保有することがあります。

公社債の格付けについて

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社(S&P社、Moody's社など)によって格付けが行われています。



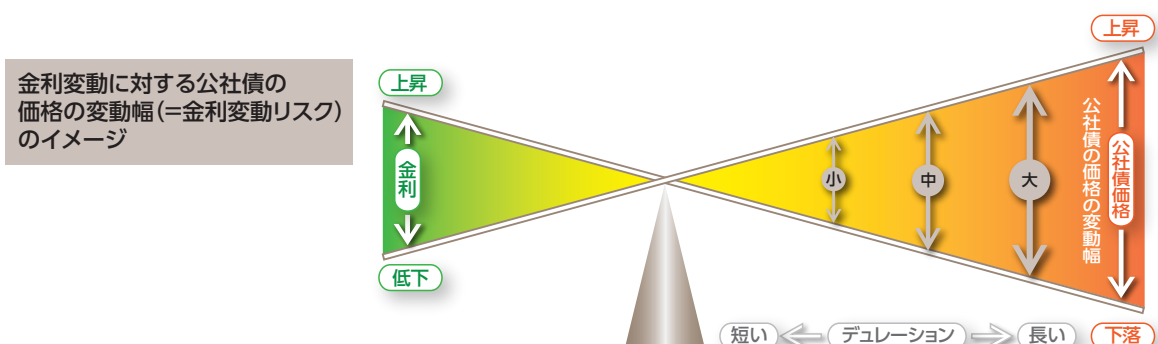
*当ファンド全体の加重平均格付けは、原則としてAA-(Aa3)格以上に維持されます。

- ファンド全体のデュレーションは、ベンチマークのデュレーションに対して-2.0年～+2.0年程度の範囲とします。

金利変動とデュレーションの関係について

デュレーションとは、公社債の投資元本の回収までに要する平均残存期間のことで、この値が大きい(長い)ほど、金利変動に対して公社債価格の感応度が高く(金利変動に対する公社債価格の変動が大きく)なります。

また、一般に金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。



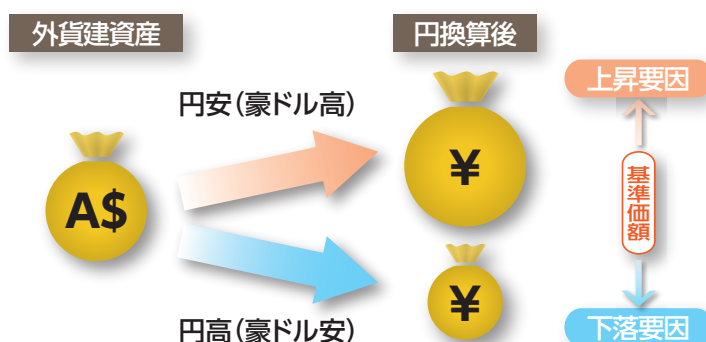


ファンドの目的・特色

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

為替変動の影響について

当ファンドが組み入れる外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。したがって、外貨建資産の円換算価格は為替が円安になれば増加し、円高になれば減少します。



3 マザーファンドの運用は、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドが行います。

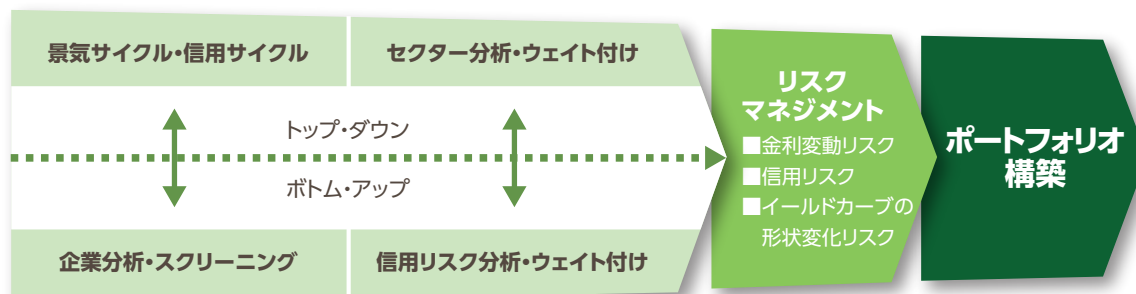
- マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドに委託します。

■ マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド

- オーストラリアを代表する総合金融グループであるマッコーリー・グループは4つの事業部門から構成されています。その1つが資産運用サービスを提供しているマッコーリー・アセット・マネジメントであり、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドはマッコーリー・アセット・マネジメントに属します。
- 2026年3月末現在において、約7,221億豪ドル(約79.1兆円)の資産を運用するオーストラリアで最大規模の運用会社です。

運用プロセス

マクロ経済分析と信用リスク分析の双方から付加価値を追求します。



- 1 マクロ経済分析を基礎とするトップダウン・アプローチにより中期的な経済見通し、金利の方向性と変化のタイミング等を評価分析します。さらに短期的な展望を反映し、公社債の種別間における投資配分、市場の動きに応じて機動的にデュレーション戦略・イールドカーブ戦略(償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか)を決定します。
- 2 事業債への投資にあたっては、マクロ要因分析、業種分析、個別企業の財務・業務分析等さまざまな側面から信用リスクを分析し、銘柄選択を行います。
- 3 公社債のリスク・リターンに関する3つの主要ファクターであるデュレーション、信用力(格付け)、イールドカーブを常時モニターし、ポートフォリオ全体のリスクを管理します。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

4 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、分配することを目指します。

分配方針

- ◆分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等の全額とします。
- ◆分配金額は、上記の分配対象収益範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ◆売買益については、原則として毎年5月および11月の決算時に分配を行います。
ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
- ◆収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、当ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

主な投資制限

株式	株式への投資は、転換社債等の転換等により取得するものに限り、かつ、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。

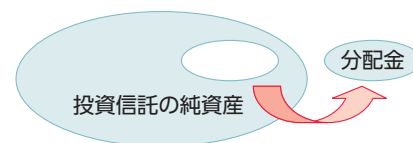


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



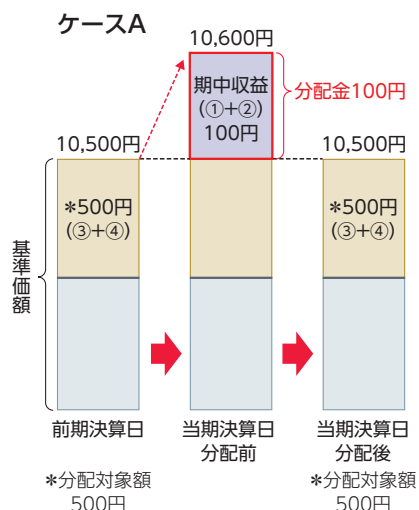
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

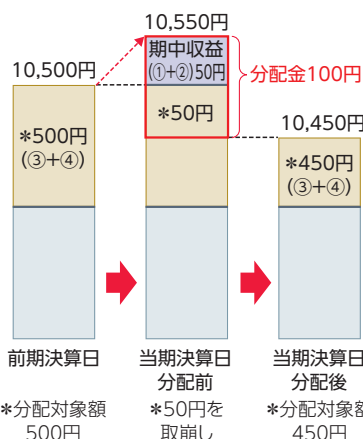
①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

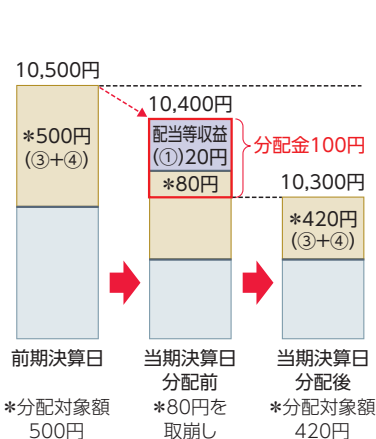


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB ＜前期決算日から基準価額が上昇した場合＞



ケースC ＜前期決算日から基準価額が下落した場合＞



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

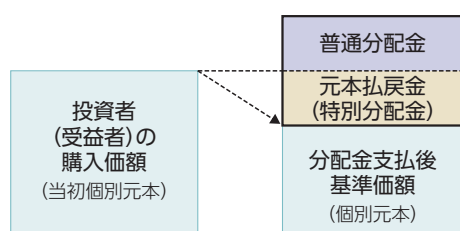
ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

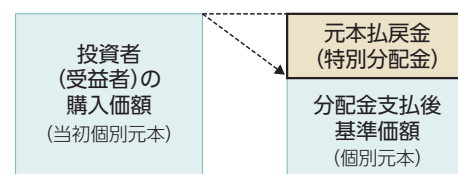
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動 リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として豪ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドの投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

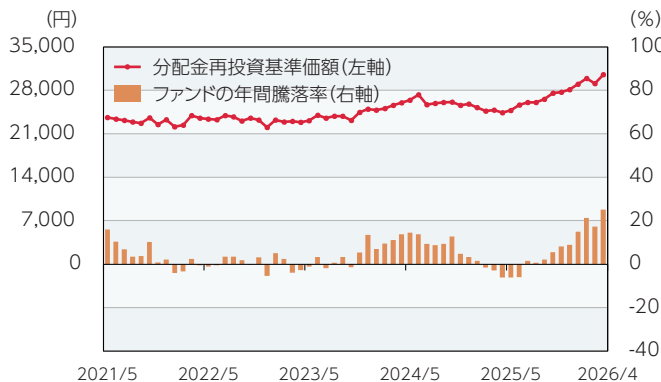
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



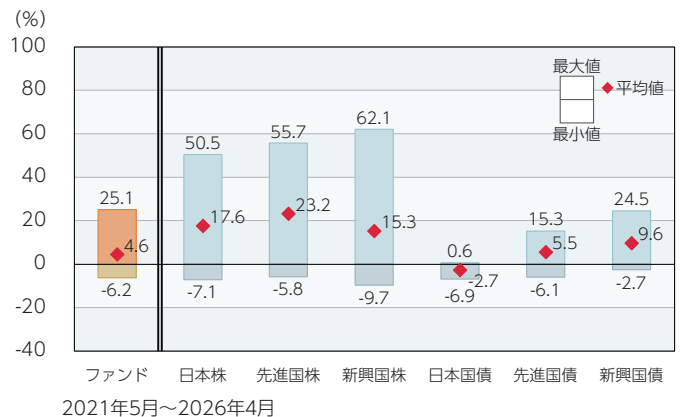
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

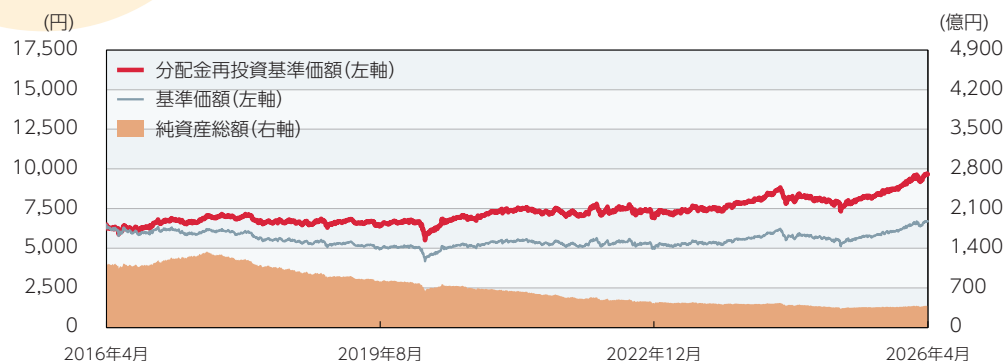
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2026年4月30日

基準価額・純資産の推移 《2016年4月28日～2026年4月30日》



分配の推移(税引前)

2025年12月	5円
2026年 1月	5円
2026年 2月	5円
2026年 3月	5円
2026年 4月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	12,290円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM豪ドル債券マザーファンド	99.69

■MHAM豪ドル債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	26.36
内 オーストラリア	26.36
地方債証券	30.64
内 オーストラリア	30.64
特殊債券	9.07
内 オーストラリア	6.70
内 カナダ	0.99
内 ドイツ	0.51
内 国際機関	0.41
内 オランダ	0.29
内 香港	0.17
社債券	31.39
内 オーストラリア	21.96
内 フランス	3.39
内 スイス	1.74
内 イギリス	1.34
内 スペイン	1.30
内 その他	1.66
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.53
合計(純資産総額)	100.00

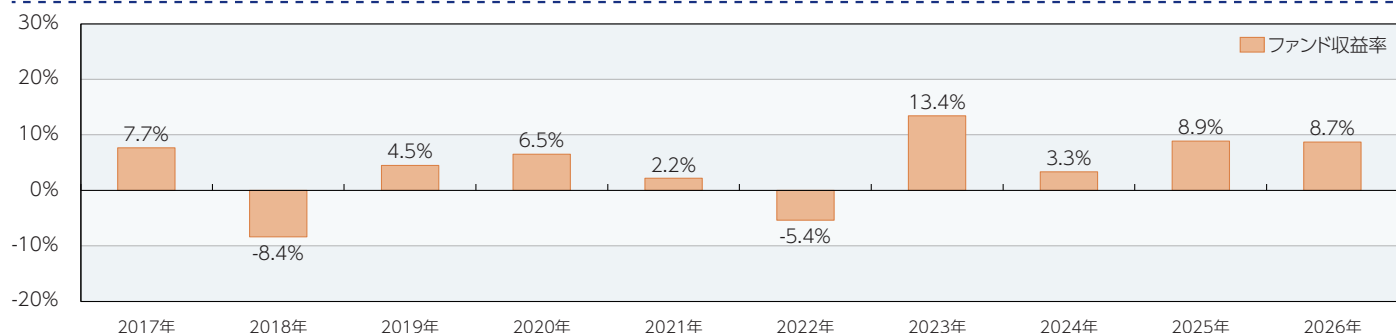
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	AUSTRALIAN 4.25 12/21/35	国債証券	オーストラリア	4.25	2035/12/21	7.32
2	TREASURY CORP VICTORIA 2.5 10/22/29	地方債証券	オーストラリア	2.5	2029/10/22	6.07
3	AUSTRALIAN 4.25 03/21/36	国債証券	オーストラリア	4.25	2036/3/21	4.73
4	NEW S WALES TREASURY CRP 4.75 02/20/37	地方債証券	オーストラリア	4.75	2037/2/20	3.94
5	QUEENSLAND TREASURY CORP 4.5 08/22/35	地方債証券	オーストラリア	4.5	2035/8/22	3.72
6	TREASURY CORP VICTORIA 5.5 09/15/39	地方債証券	オーストラリア	5.5	2039/9/15	2.86
7	AUSTRALIAN 4.75 10/21/37	国債証券	オーストラリア	4.75	2037/10/21	2.59
8	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	国債証券	オーストラリア	3.25	2029/4/21	2.59
9	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	国債証券	オーストラリア	1.5	2031/6/21	2.50
10	TREASURY CORP VICTORIA 1.5 09/10/31	地方債証券	オーストラリア	1.5	2031/9/10	2.46

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
債券先物取引(売建)	△2.29

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年7月18日から2027年1月20日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込不可日	シドニーの銀行の休業日に該当する場合には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2003年10月30日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 •やむを得ない事情が発生したとき。 •信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	4月、10月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.2%(税抜2.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.375%(税抜1.25%)																						
	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																						
	※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。																						
	※運用管理費用(信託報酬)の配分は、信託財産の純資産総額に応じて、以下の通りとします。																						
	<table><tr><th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)</th></tr><tr><th>純資産総額</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>150億円以下の部分</td><td>年率0.65%</td><td>年率0.55%</td><td>年率0.05%</td></tr><tr><td>150億円超の部分</td><td>年率0.60%</td><td>年率0.60%</td><td>年率0.05%</td></tr><tr><td>主な役務</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr></table>				運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)				純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	150億円以下の部分	年率0.65%	年率0.55%	年率0.05%	150億円超の部分	年率0.60%	年率0.60%	年率0.05%	主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)																							
純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社																				
150億円以下の部分	年率0.65%	年率0.55%	年率0.05%																				
150億円超の部分	年率0.60%	年率0.60%	年率0.05%																				
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価																				
	※委託会社の信託報酬には、MHAM豪ドル債券マザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド)に対する報酬(当該マザーファンドの信託財産の月末純資産総額の平均値に対し、年0.35%を上限とした率を乗じて得た額を当該マザーファンドにおける当ファンドの出資比率で按分した額)が含まれます。																						
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。																						
	・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。																						

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.40%	1.37%	0.04%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年10月21日～2026年4月20日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

